

令和2年 第1回

木古内町議会臨時会会議録

令和2年 5月14日 開会

令和2年 5月14日 閉会

木古内町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、万が一、誤字、脱字等がありましたら深くお詫びいたします。

なお、重要と思われる誤りがありましたら、事務局までご一報いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

木古内町議会議長 又 地 信 也

目 次

	提出された案件及び議決結果	1
	第1日目（令和2年5月14日）	
	議事日程	2
	議会運営委員会報告書	3
	開会・開議の宣告	4
日程第 1	会議録署名議員の指名	4
日程第 2	議会運営委員会報告	4
日程第 3	会期の決定	5
日程第 4	議席の指定	5
日程第 5	所信表明	6
日程第 6	承認第1号 木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任について	9
日程第 7	承認第2号 専決処分の承認を求めることについて	10
日程第 8	承認第3号 専決処分の承認を求めることについて	11
日程第 9	承認第4号 専決処分の承認を求めることについて	12
日程第10	承認第5号 専決処分の承認を求めることについて	14
日程第11	議案第8号 木古内町中小企業振興融資条例の一部を改正する条例制定について	19
日程第12	議案第1号 令和2年度木古内町一般会計補正予算（第3号）	19
日程第13	議案第4号 令和2年度木古内町簡易水道事業会計補正予算（第1号）	19
日程第14	議案第6号 木古内町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	29
日程第15	議案第2号 令和2年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	29
日程第16	議案第3号 令和2年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）	31
日程第17	議案第5号 木古内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について	32
日程第18	議案第7号 木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について	32
日程第19	同意案第1号 木古内町副町長の選任について	33
	閉会の宣告	35
	会議録署名議員の署名	36

令和2年 5月14日(木) 第1号

- 開会日時 令和2年 5月14日(木曜日) 午前10時00分
○ 閉会日時 令和2年 5月14日(木曜日) 午後 1時37分
-

・出席議員(10名)

1番	平野武志	6番	新井田昭男
2番	手塚昌宏	7番	相澤巧
3番	東出洋一	8番	廣瀬雅一
4番	吉田裕幸	副議長	9番 竹田努
5番	安齋彰	議長	10番 又地信也

・欠席議員(なし)

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	鈴木慎也
病院事業管理者	小澤正則
総務課長	福田伸一
税務課長	幅崎英樹
会計管理者	幅崎英樹
町民課長	吉田広之
保健福祉課長	羽沢裕一
まちづくり新幹線課長	木村春樹
まちづくり新幹線課新幹線振興室長	大山進
産業経済課長	片桐一路
建設水道課長	構口学
病院事業事務局長	平野弘輝
特別養護老人ホームいさりび事務長	東誠
教育長	野村広章
生涯学習課長	吉田宏
給食センター長	吉田宏
農業委員会事務局長	片桐一路
代表監査委員	柿崎重朋

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	加藤隆一
議事担当主査	堺泰幸

令和2年第1回臨時会 提出案件及び議決結果表

議 件 番 号	議 件 名	議 決 月 日	議 決 結 果
議案第1号	令和2年度木古内町一般会計補正予算（第3号）	2. 5. 14	原案可決
議案第2号	令和2年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	2. 5. 14	原案可決
議案第3号	令和2年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）	2. 5. 14	原案可決
議案第4号	令和2年度木古内町簡易水道事業会計補正予算（第1号）	2. 5. 14	原案可決
議案第5号	木古内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について	2. 5. 14	原案可決
議案第6号	木古内町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	2. 5. 14	原案可決
議案第7号	木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について	2. 5. 14	原案可決
議案第8号	木古内町中小企業振興融資条例の一部を改正する条例制定について	2. 5. 14	原案可決
議案第1号	平成31年度木古内町一般会計補正予算（第8号）	2. 5. 14	原案可決
同意案第1号	木古内町副町長の選任について	2. 5. 14	原案同意
承認第1号	木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任について	2. 5. 14	原案承認
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて	2. 5. 14	原案承認
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて	2. 5. 14	原案承認
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて	2. 5. 14	原案承認

令和2年第1回木古内町議会臨時会議事日程

第1号 令和2年5月14日(木)

午前10時00分開議

日程 番号	議件番号	議件名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4		議席の指定
5		所信表明
6	承認 第1号	木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任について
7	承認 第2号	専決処分の承認を求めることについて
8	承認 第3号	専決処分の承認を求めることについて
9	承認 第4号	専決処分の承認を求めることについて
10	承認 第5号	専決処分の承認を求めることについて
11	議案 第8号	木古内町中小企業振興融資条例の一部を改正する条例制定について
12	議案 第1号	令和2年度木古内町一般会計補正予算(第3号)
13	議案 第4号	令和2年度木古内町簡易水道事業会計補正予算(第1号)
14	議案 第6号	木古内町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
15	議案 第2号	令和2年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
16	議案 第3号	令和2年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)
17	議案 第5号	木古内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
18	議案 第7号	木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
19	同意案 第1号	木古内町副町長の選任について

(午前10時00分 開会)

開 会 ・ 開 議 の 宣 告

○議長(又地信也君) ただいまから、令和2年第1回木古内町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、10名でございます。

よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長(又地信也君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名いたします。

4番 吉田裕幸君、5番 安齋 彰君。以上、2名を指名いたします。

議 会 運 営 委 員 会 報 告

○議長(又地信也君) 日程第2 議会運営委員会報告。

令和2年3月12日に開かれました、令和2年第1回木古内町議会定例会において調査の申し出がありました、議会運営に関する件についての報告を求めます。

議会運営委員会 委員長 2番 手塚昌宏君。

○2番(手塚昌宏君) 令和2年5月14日 木古内町議会 議長 又地信也様。木古内町議会議会運営委員会委員長 手塚昌宏。

議会運営委員会報告書。

令和2年第1回木古内町議会臨時会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

記 1. 会議開催状況。

令和2年5月13日、出席委員は記載のとおりで、欠席委員はございませんでした。

2. 令和2年第1回木古内町議会臨時会における議会運営について。

(1) 今臨時会の会期については、5月14日の1日限りとしたい。

(2) 議事日程については、別紙配付のとおりである。

議事日程番号11から13及び14から15までの議案は一括議題とする。

なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。

(3) 付議案件は、議案8件、承認5件、同意案1件である。

3. 令和2年第1回木古内町議会臨時会における新型コロナウイルス感染症対策について。

(1) 議場内においては、出席者及び傍聴人はすべてマスクを着用し、発言は所信表明を除き、全て自席で行うこととする。

(2) 議場に入ろうとする者は、入口に備え付けた手指アルコール消毒を行う。

(3) 出席者には、飲料水を配付する。

(4) 傍聴席への入場は18名までとする。以上でございます。

○議長(又地信也君) ただいまの、議会運営委員会委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、報告を終了いたします。

会 期 の 決 定

○議長(又地信也君) 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今、臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議ないものと認めます。

よって会期は、本日1日限りと決定をいたしました。

議 席 の 指 定

○議長(又地信也君) 日程第4 議席の指定を行います。

先般、執行されました木古内町議会議員補欠選挙において当選されました東出洋一君の議席は、会議規則第4条第2項の規定によって3番に指定いたします。

なお、常任委員会への委員の選任については、議会閉会中において、委員会条例第7条第4項の規定により、総務・経済常任委員会委員に選任いたしましたので報告いたします。

それでは、東出洋一君を紹介いたします。

あわせて、ご挨拶をお願いいたします。

3番 東出洋一君。

○3番(東出洋一君) 3番 東出でございます。

ただいま、又地議長よりお許しをいただきましたので、ひとことご挨拶申し上げたいと思います。

きょうの臨時会の貴重な時間を割いていただき、感謝お礼申し上げます。

このたびの補欠選挙で5年ぶり、再度議員として活動できることに、身の引き締まる思いでいっぱいでございます。

これからは、いろいろと情報収集や知識の習得に努め、住民の代表としてこれから議会活動に頑張る所存でございます。

今後、さらなるご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げ、簡単ではございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

所 信 表 明

○議長(又地信也君) 日程第5 所信表明。

町長から、所信表明の申し出がありましたので、これを許します。

木古内町長 鈴木慎也君。

○町長(鈴木慎也君) 所信表明。

令和2年第1回木古内町議会臨時会の貴重なお時間をいただき、いまと未来の町政推進について、私の所信の一端を申し述べ、町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

なお、令和2年度は、骨格予算でありますので、6月の定例町議会にて政策予算をご審議いただくこととなります。その際に改めて、詳細な政策を申し述べさせていただきたいと思っております。ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

私は、町民の皆様のご支援とご期待をいただき、第8代木古内町長に就任させていただきました。有権者の皆様、全ての票の重みを全身で感じております。木古内を再生・発展させる世代交代のバトンを歴代7人の町長から引き継ぎさせていただいたその重責に身が引き締まる思いです。

いま、町に求められているものは、建設的な議論を行うことです。

問題を先延ばしすることなく「現在と未来を守るために挑戦する町政」を目指すことであります。

そのためには、町民の皆様、町議会議員の皆様、町職員、全ての力を結集しスクラムを組み、早い時代の流れに柔軟に対応しながら勇気と信念をもって活動いたします。

活力溢れる木古内町の未来を実現するために、町が抱える課題に向き合い、徹底した町民目線で一つひとつ親切に丁寧に尚且つスピード感をもち解決し「カタチ」にしていきます。

私が町長として取り組むことは、大きく分けて次の3点を大切に考えております。

一点目は、「過去」先人に感謝し伝承することです。

二点目は、「現在」いまをともに歩み守ることです。

最後三点目は、「未来」挑戦し創造することです。

この三点が揃って「世代交代」であり、「持続可能なまちづくり」であると考えております。

一点目に、「過去」先人に感謝し伝承することです。

先人から受け継いできた木古内の豊かな自然や、歴史、文化、伝統など当町の特色をさらに活かした観光政策を展開するとともに、インバウンド観光を推進し、観光を楽しんでいただけるよう取り組んでまいります。若い世代の参画を積極的に受け入れ、豊かな発想力のもと収益事業の展開を図るため、官民連携を進めてまいります。

サラキ岬のチューリップフェアや寒中みそぎフェスティバルなど木古内の四季の移り変わりを感じるイベントについて関係者各位のご尽力を賜りながら町として支援を強化し、ともに歩んでまいります。

また、旧中学校や旧恵心園は、企業誘致など様々な活用方法を検討し、負の遺産として次世代に残すことがないように進めてまいります。

行政運営では、人事評価制度の効果的な活用、職員定員管理計画の変更に取り組み、適材適所の人員配置を目指します。

町職員一人ひとりが個性を活かし、やりがいをもって、自分らしく輝いて仕事ができる環境を整えてまいります。

二点目は、「現在」いまをともに歩み守ることです。

「安心・安全なまち」を継続し、守ることが重要だと思っています。

町の人口は、20年間で約40%減り、約4,000人です。高齢化率は20年前は25%でしたが現在では、約50%になろうとしています。急激なスピードで進む少子高齢化の歯止めが急務であります。

高齢者福祉では、いつまでも健康で元気に生活することができ、また買い物や病院への外出もいままで以上に気軽に行けるような交通環境の充実を推進いたします。単に介護を要するかたの施設を増加させることなく、いつまでも住み慣れた家や地域で安心して暮らせる環境づくりが重要であると考えます。

介護福祉では、高齢者の日常生活圏域ニーズ調査の分析、研究を進め親切・丁寧を心掛け、さらに充実した介護保険事業計画を目指します。

障がい者福祉では、細かいニーズに対応できる体制を整え、地元で就労できるように進めてまいります。

病院事業では、国保病院の存続のために全力で取り組むとともに、安定経営のうえ地域医療の継続体制の構築に努めます。

子育て教育では、子どもが安心・安全に通学するための防犯カメラやパトロールなど地域全体で子ども達を守る政策に取り組んでまいるとともに、冬季や雨天時に子ども達が集える施設の充実や認定こども園の整備も進めてまいります。

さらに、GIGAスクール構想では、小中学校にWi-Fi環境を整備し、タブレット端末の整備や小中学校の設備の改修、雨漏りの修繕等は、計画を前倒ししてでも教育環境の改善に取り組みます。

防災では、より安心安全な避難態勢を確立するため自主防災組織の結成を目指すとともに地域防災の強化を進め事業者や他地域との連携協定を積極的に結び防災に強いまちづくりを進めます。

また、防災無線のデジタル化やITやAIの活用も検討し進めてまいります。

最後に三点目は、「未来」挑戦し創造することです。

若い世代が急激に減少しているいま、最も重要なのは「雇用の創出」「子育て支援」「移住対策」をより充実させ、魅力あるまちづくりに挑戦し創造していくことです。

わが町では、合計特殊出生率1.12と非常に低い数値であり、主な少子化の原因は少母化であることからより効果的な政策を進め少子化に歯止めがかかるよう取り組んでまいります。

平成28年に開通した北海道新幹線・道南いさりび鉄道を最大限に活かした開通後のまちづくりを進めていくとともに、高規格幹線道路函館・江差自動車道「(仮称)木古内インターチェンジ」が供用開始となることで、木古内町の交通拠点としての役割はさらに重要なものとなります。供用開始のプラス効果は最大限に、マイナス効果は最小限になるよう取り組んでまいるとともに札苅・泉沢・釜谷の地域住民の声をしっかりと反映した地域づくりを進めてまいります。

林業林産業では、当町の森林面積は総面積の89%を占めており、恵まれた森林資源を有しています。町有林の計画的な整備・道南エリアで森林認証を取得した道南杉の積極的なPRをはじめ、業界全体のイメージ戦略に取り組み、雇用の確保・森林機能の維持・保全を図ります。

水産業では、「水産業元年」と位置づけ、力強く政策を進めてまいります。

町の漁業者は、平均年齢70歳を超えており毎年廃業する漁業者が増え、20年間で約10分の1になりいまでは組合員数が27人であります。

密漁防止対策やウニ・アワビ・ナマコなどの種苗放流やカキの養殖漁業の推進のほか新たな助成制度新設を検討し、漁業の発展のため取り組んでまいります。

農業では、ここ数年、農業後継者がUターンしていることから、農家戸数の減少に歯止めがかかりつつありますが、小規模農家の年齢は依然として高い状況であります。

安定生産・安定供給に向けた取り組みを継続し、施設野菜の維持・拡大に向けた推進や農業用施設の改修及び維持管理に取り組んでまいります。

一次産業がより活性化していくためには様々な課題がありますが、私は一人ひとりの声をしっかりと受け止め、課題を解決することが重要であると考えます。農林水産業の発展・後継者育成・事業継承の支援を進めてまいります。

また、次のステップとして、年間を通し安定した雇用や生産を実現するために、今後、「LED水耕栽培」や「陸上養殖」などへの挑戦をし、持続可能なまちづくりを進めるため、一次産業の活性化に覚悟を持ち、取り組んでまいります。

一次産業や商工業を支援・育成しながら、ふるさと納税や企業版ふるさと納税に力を入れ税収を増やします。

それを財源とした「わくわくプロジェクト」で水道料金基本料金の値下げや家庭用ごみ袋の値下げを実行いたします。町民の皆さん一人ひとりに公平公正な行政サービスの提供、日々の生活の負担を減らすことを大切に考えます。

過去を変えることはできませんが、いまと未来は変えることができます。

以上、私の三点の基本的な考え方を述べさせていただきました。

基本的な考えの中で申し上げた具体案は、例示にすぎないと考えております。

三点の基本的な考えは、ぶれることなく一貫させながらも、より良いアイデアを生み出していくためにも、私の考え方だけではなく、たくさんのかたの力が結集した時に「活力あふれる木古内町」が誕生すると信じています。

これこそが私が大切にしてきた「草の根」であります。

結びになりますが、新型コロナウイルス感染症から町民の健康と命と生活を守るための対策は最重要課題として最大限取り組んでまいります。

町民の皆様におかれましては、引き続きご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

現在、人口についても財政についても我が町は、大変厳しい状態にあるのかもしれませんが。

しかし、厳しい現実から目を背けることなく勇敢に挑戦し町の再生発展のため、町民の皆さまのさらなる幸せのために尽くしてまいります。

町が抱える課題に向き合い、徹底した町民目線で一つずつ丁寧に「カタチ」にできるよう努めますので、町民の皆様、町議会議員の皆さまのご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。私の所信表明の挨拶とさせていただきます。

○議長(又地信也君) 町長の所信表明が終わりました。所信表明への質疑は馴染まないものと解されます。

以上をもちまして、新木古内町長 鈴木慎也君の所信表明を終了いたします。

なおここで、皆さんにご了解をいただきたいと思います。

病院の小沢管理者が公務のため、ここで退席したいという申し出がありましたので、皆様にお許しをいただきたいと思います、退席を認めたいと思います。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

承認第1号 木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第6 承認第1号 木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま上程となりました、承認第1号 木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

次のページに資料を添付しておりますので、ご参照願います。

このたび、木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第5項の規定により、議会の承認を求める佐藤純司氏は、昭和63年4月から木古内町内の企業に勤務され、平成25年2月からは家業である農業に従事されております。

精力的に農業に従事されるかたわら、木古内町農業青色申告会の副会長や、木古内町第3農事組合の組合長の重責を担うなど、卓越した向上心に加え地域からの信頼も厚く、公正の確保が強く求められる固定資産評価審査委員会委員として、その職責を十分に果たしていただけるものと確信しております。

なお、任期は前任者の残任期間の令和4年9月30日まででございます。

以上、提案理由といたしますので、ご審議を賜りまして、満場一致でご承認を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

承認第1号 木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(又地信也君) 日程第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案内容の説明を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま上程になりました、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年4月23日、木古内町税条例等の一部を改正する条例制定を別紙のとおり専決処分したので、同法第3項の規定により承認を求めるものです。

このたびの一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び関連する政令

・省令等の改正に伴い、個人町民税の非課税範囲の見直し、固定資産税における納税義務者の判定方法の変更、たばこ税における軽量紙巻きたばこの課税方法の見直し、そのほか従前から3年ごとに延長されている租税特別措置法に係わる肉用牛の売却に係る特例、長期譲渡所得に係る特例、法人町民税における連結納税制度の廃止など、本条例の一部を改正するものです。

施行日は改正内容ごとに異なりますが、令和2年4月1日から令和4年4月1日までとしております。

資料番号1、議案説明資料17ページから54ページに、新旧対照表がございますのでご参照ください。以上です。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(又地信也君) 日程第8 承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま上程になりました、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年4月23日、木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定を別紙のとおり専決処分したので、同法第3項の規定により承認を求めるものです。

このたびの一部改正は、地方税法等の一部を改正する法律等の改正に伴い、国民健康保険税の限度額引き上げに関するもので、医療・介護・支援の3区分のうち、医療分を4万円引き上げ、合計で93万円とするもので、施行日は令和2年4月1日となっております。

なお、国民健康保険税については、北海道の広域化に伴う平準化が求められており、令和4年度までに99万円まで引き上げられる見込みとなっております。

資料番号1、議案説明資料55ページから57ページに、新旧対照表がございますのでご参照ください。以上です。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 1番 平野です。

ちょっと質問と言いますか議事進行について、議長にも問いたいですけれども、これ専決の承認については、詳細説明はないってということで、ルール上良いものなのか、そのような説明が議運の中でも話なかったもので、そうなのであれば事前に行政からそのような説明をいただきましたかと思うんですけれども、その辺の打合せはどうなっていましたか。行政についても。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時35分
再開 午前10時41分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(又地信也君) 日程第9 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案内容の説明を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま上程になりました、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度木古内町一般会計補正予算(第1号)の専決処分を行い、歳入歳出それぞれに1,173万円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億9,621万1,000円とするものです。

補正の内容は、新型コロナウイルスで影響を受けた町内中小企業事業者の円滑な資金需要に対応するため、中小企業融資信用保証料補助金及び中小企業融資利子補給補助金を補正するものです。

それでは、歳出の詳細についてご説明いたします。

7ページをお開き願います。

7款・1項 商工費、2目 商工振興費、18節 負担金補助及び交付金 1,173万円の追加は、中小企業融資信用保証料補助金 151万8,000円、中小企業融資利子補給補助金 91万2,000円、新型コロナウイルス感染拡大防止協力金 930万円を追加するものです。

続きまして、歳入の説明をいたします。

6ページをお開き願います。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、1目・1節 財政調整基金繰入金 1,173万円は、このたびの補正に係る財源調整です。

資料番号1、議案説明資料58ページから62ページに、資料がございますのでご参照ください。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(又地信也君) 日程第10 承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま上程になりました、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度木古内町一般会計補正予算(第2号)の専決処分を行い、歳入歳出それぞれに1,326万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を40億948万円とするものです。

それでは、歳出の詳細についてご説明いたします。

7ページをお開き願います。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として国が全国民に一律10万円を給付する特別定額給付金事業に係る事務費を補正するものです。

3款 民生費、1項 社会福祉費、12目 特別定額給付金給付事業費、3節 職員手当等 120万円の追加は、職員の時間外手当です。

10節 需用費 55万9,000円の追加は、事務用消耗品費 34万6,000円、印刷製本費 21万3,000円です。

11節 役務費 216万7,000円の追加は、郵便料 62万1,000円、振込手数料 154万6,000円です。

12節 委託料 300万円の追加は、特別定額給付金システム導入業務委託料です。

13節 使用料及び賃借料 19万1,000円は、コピー機借上料です。

次に、8ページをお開き願います。

子育て世帯を支援するため児童手当を受給する世帯に対し、臨時特別の給付金を支給する子育て世帯への臨時特別給付金事業の事務費を補正するものです。

2項 児童福祉費、4目 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費、3節 職員手当等 3万5,000円の追加は、職員の時間外手当です。

10節 需用費 1万円の追加は、事務用消耗品費 3,000円、印刷製本費 7,000円です。

11節 役務費 11万8,000円の追加は、郵便料 3万4,000円、振込手数料 8万4,000円です。

12節 委託料 98万5,000円の追加は、子育て世帯への臨時特別給付金システム導入業務委託料です。

次に、9ページをお開き願います。

新型コロナウイルス感染症予防対策事業として、住民へ布マスクを配布することにより、感染症の予防及びマスク不足による住民の不安解消を図るため、費用を補正するものです。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、2目 予防費、10節 需用費 10万円の追加は、一般消耗品費です。

11節 役務費 70万4,000円の追加は、郵便料です。

12節 委託料 420万円の追加は、住民配布用マスク作成業務委託料です。

資料番号1、議案説明資料63ページに資料がございますのでご参照ください。

続きまして、歳入のご説明をいたします。

6ページをお開き願います。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、2目 民生費補助金、1節 社会福祉費補助金 711万7,000円は、特別定額給付金給付事務費補助金です。

2節 児童福祉費補助金 114万8,000円は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金です。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、1目・1節 財政調整基金繰入金 500万4,000円は、このたびの補正に係る財源調整です。

説明は以上です。よろしくご審議お願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 平野です。

鈴木町長、冒頭の所信表明、素晴らしいかったです。その中身をどんどん進めたいところであったと思いますが、コロナの関係の内容ばかりで、大変忙しい思いされて気の毒だなと感じております。

今回の専決の中でもほぼほぼがコロナの関連なものなんですけれども、就任当時よりコロナの関係については、やれること全てやるという公言しておりました。これは日々、ニュースでもやっておりますが、特別定額給付金の10万円がいつになるのかというのが話題になりまして、どこの地域が早いだの遅いだの、我が木古内町でも一日でも早くという思いのもと、事務費を専決されたと思うんですけれども、本当に一日でも早いという思いがあるのであれば、実際に給付者で金額4億円ぐらいになると思うんですけれども、その金額も専決にして進めることによって、さらに一日でも二日でも早くなったんじゃないのかなと私個人は思いますけれども、その辺の日時の時差と言いますか専決することによって早いのかそうでないのかということをちょっと伺いたいと思います。

それと、9ページになりますけれども、マスクを配布する業務委託料。木古内町は、幸いと言っていいのかわかりませんが、感染者が早い段階で出たということで、一世帯あたり40枚のマスクの配布がありました。それによって大変助けられた家族も多いのではないのかなと思います。依然、マスクの供給が一般のかたが買うには追いつかないという状況ではありますけれども、現状はたしてこのマスクを配布するという考えにたどり着くまでに、実際どのくらいの人達がマスク不足で困っているかと調査をされたのかどうか。

あとは、今回配布されるマスクが布マスクということで、話題になっているアベノマスクと言って、国会でもやっている小さいマスク。医療関係の人達にしてみると、あのマスクだと全然使い道としてよろしくない。縫い直したりだとか全然使わずにという事例も多いんですけれども、今回、発注された布マスクについては、その辺の部分については、ちゃんと対応されたのかどうか。

それと、あわせてもう1点がマスクバンクプロジェクト、これも一見不必要なことから寄付を募って医療従事者や保育園の関係、老人の施設等に配るっていう良いプロジェクトだなと思う反面、優良な町民が多い木古内町は、自分のマスクが不足してでも町長の思いに応え

たいということで、寄付をするかたもいるんです、中には。このあと、これは想像ですけども、第二波・第三波がきた時に、そのマスクを寄付したことによって、自分自身の予防対策となるマスクが不足になるっていうことを考えなければならないとも思うんです。ですので私は、企業のかただとかいま全国でも流行っていますけれども、何千枚・何万枚マスクしたっていうのと別に、一般のかたからマスクを募集を募るのは、よろしくないんじゃないかと個人的には思います。その辺の考え方も今回の予算とは直で関連はしないんですけども、マスクを製造していますので、マスクを製造して町民に配る、しかしながら皆さんから回収する。その辺については、ちょっと矛盾があるのではないのかなと感じますので、その考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

（「関連」と呼ぶ声あり）

○議長(又地信也君) 答弁もらってからどうですか。

総務課長。

○総務課長(福田伸一君) それでは、私のほうからは1点目の事務費の専決、それから4億円の本体の部分、これとの関連性について、ご説明をさせていただきます。

まず、事務費を専決させていただきましたのは、支出負担行為に伴う一連の事務、これはこの1人あたり10万円の給付金を支払う、お支払いすると。このための申請書の発送ですとか受付業務、こういった事前の準備につきましては、予算の裏付けがなければできません。

そのことによりまして、少しでも早く町民の皆様はこの10万円の給付をはじめられるよう準備するために専決処分させていただいたところでございます。

また、この4億円につきましては、額もこのとおりの4億円と大きいことから、しっかりと議員の皆様にご趣旨のご説明等を行いまして、補正予算の議決をお願いしたというところでございます。以上でございますので、よろしくご了承を願いたいと思います。

○議長(又地信也君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(羽沢裕一君) まず、マスクの不足状況でございますけれども、この調査というものは町としては、調査はしてございません。これは、町長が日々の活動の中でも町民の声、このような「マスクが足りない」という声を拾い上げてきておりましたので、これらをもとにこの事業に取り組むということで、発しているところでございます。

また、布マスクという表現でございますけれども、素材は水着に近いものでの製作をいま進めているところでありまして、伸縮性が若干あります。そして、そのマスクについては、洗って何度も使えるような形のものでございますので、当面1人あたり5枚の配布を考えておりますので、洗濯する中でローテーションでしばらく使っていただければいいのかなというふうに思っております。

また、マスクバンクプロジェクトのこの寄付の自分のを犠牲にして寄付されるかたもいるのではないかということですけども、ボックスにも書いているんですけども、ご自身の健康を第一に寄付してくださいというのを前提に、町民のかたにはお願いしたいと思っております。

また、このプロジェクトについては、町内問わず町内外から郵送等でもぜひということで、このような事業をやっているということで、ご理解ください。以上でございます。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 総務課長、町として一日でも早く届けたいっていうのは、それも私先

ほど言ったとおりにわかっているんです。4億だから大きいから諮らなきゃない、600万・700万だから良いだろうっていう話ではなくて、国から補助のくるっていう担保があるわけですから、私は一日でも早くなるのであれば、4億も専決するべきだと思うんです、個人的には。

ほかの議員さんはわかりませんが、4億を仮に専決にした場合には、さらに一日でも早くなったんじゃないですか、ならないんですかという質問です。

それと、マスクについては、意図は十分わかりました。また、発注している布マスクではなくて、伸縮性がある水着素材、ちょっとわかりませんが、どのようなのか。町民の皆さんが喜ぶようなマスクであることを願いたいと思います。

あと、プロジェクトについては、やはり話題が広がれば広がるほど、町内外からたくさんの方が集まるっていうメリットもある反面、やはり私もあげなきゃならない、泉沢でも郵便局に行くところなんです、ボックスが。たまたまお年寄りが話している中で、「マスク、新しい町長さん、集めているんだよね」って、「私、この間寄付したんだわ」って、本当なのかどうなのかわかりませんが。そうしたら、周りのおばあちゃんが「そうしたら、家にあるからやらなきゃならないかな」っていう話にすでになっている箇所があるんです。ですので、先ほど羽沢課長述べたように、自分の健康を第一に、自分の不足分を欲してまでの寄付は募っていないですっていうことをもうちょっとわかるようにさらに広げてほしいなと思いますので、要望としておきますこれは。

○議長(又地信也君) 総務課長。

○総務課長(福田伸一君) 先ほどの答弁、少し説明が不足してございました。この専決した事務費からの事務でございしますが、システムの改修に要する期間、また郵送するための封筒詰め等の作業もございします。そういった事務作業のスケジュールを勘案しますと、このたびの補正予算で計上するということで、間に合うということでの判断からの補正予算としての提案でございます。以上でございます。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前11時04分
再開 午前11時10分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) ちょっとマスクのいま同僚議員から話が出ました。きょうもご承知のとおり、道新にいま羽沢課長のほうからご説明いただきましたけれども、記事が載っております。これは、専決で500万、420万かなということで承認はしているんですけども、ちょっと違和感を感じたのは、これタイミング的に非常になんかよろしくないよね。当時は、これはマスクがないと困るんだというようなお話で、政府でやっている2枚のあんまりアベノマスクさんが頓挫なのかどうかわかりませんが、そんなことで町としても地元の縫製業者に頼んでっていうことだったんでしょうけれども、この記事を見ると非常にやはり調査不足っていうのがあるのではないかなと思うんです。この一般会計から出しているわけだよ、財源は。だから、そういう部分でいけば、もうちょっとやはり余っている部分って町民もいるわけだよ。全部が全部困っていないんだよ。だから、そういう中でいけばもうちょっと

シビアに実態を調査するなりして、もうちょっとあとにするとか、なんとかそういう方法でもとれたんじゃないかと思うんです。いまは、そのマスクの状態だって以前より2月のはじめとか3月頃よりは、非常にいまは流通も緩和されて単価の部分はあるけれども、非常にそういう部分はもうある程度何と言うか緩和されているような状況だと思うんですよ。そういう中で、非常にこの記事を見て私はちょっと違和感感じた。5月の8日の日にも専決の説明の中では、諸々説明を受けた中では、仕方ないかなってというようなイメージあったんだけど、どうも実態を見ると町民の皆さんあまり困っていないんだと。じゃあそのお金を別なところに使えるという部分もあるんじゃないかと。中には、やはりあるんですよ。個人の経営されているお店とか、何件か問い合わせあってなんか支援策ないのかという部分も実はあったんだけど、いまそのマスクの問題だとかいろいろ説明できる範囲は説明させてもらっているんだけど、どうもきょう朝見たら「ん？」というようなちょっと思っ、これは議場で確認をさせてもらって、その経緯とかその考えをもう一度。先ほど、羽沢課長のほうからは「実態は調査していない」ともうズバリの言葉をいただいたので、まさにそのとおりだなとそんなふうになんか思っ、後々またこの協議をする事項があるので、その件でもまた質問等をしたと思いますので、もしなんか答弁あるならしてもらいたいけれども。

○議長(又地信也君) まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長(木村春樹君) まちづくり新幹線課の木村です。

今回の新型コロナウイルス対策感染症にかかる経済対策とプロジェクトチームの事務局として、答弁させていただきます。

先の全員協議会のほうで若干説明して、さらに経過も含めて資料提出すべきだということも指摘されましたので、本日皆様方にその関係資料についても配付しておりますので、後ほどお読みとりいただきたいと思いますが、その際にも経過等若干の説明を求められました。

4月の中旬に経済対策プロジェクトチームを設置した際に、当時の理事者含めてマスクが不足しているという声がたくさん寄せられているということでございました。その中で、内々に担当課含めて、木古内町内の対応できるような事業者を確認したところ、生地の確保さえできれば対応は可能だと。その生地についても早期に確保すれば金額等も含めて、それなりのものでそれなりの金額でできるというご判断をいただきました。そのあと、新理事者と相談した中で、これについては行政も継続性もあるし、まだマスク不足ということもあるので、これについては事業として進めてまいりましょうということでございました。

新井田議員ご指摘のマスクの状況については、やはり町内もそうですし、全国的にも十分余裕あるところとそうでないところというのは、現在出てきていると思います。その中で、これから第二波なり第三波が出てきた時に、また不織布マスクの不足とかということも十分予想されるところでございます。そういうことも踏まえた中で、今回繰り返し使える布マスクを配付して、今後も使っていただこうということでございます。

それと、財源の関係なんですけれども、当面は専決につきましては、一般財源でございます。以前説明したとおり、地方創生の特別交付金の事業計画に搭載して、そこで確認された場合にその財源を充てることができますので、今後、事業計画を策定するにあたって、この布マスク事業も事業搭載について、十分検討してまいります。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

11時30分まで、暫時、休憩をいたします。

休憩	午前11時17分
再開	午前11時30分

議案第8号 木古内町中小企業振興融資条例の一部を改正する条例制定について

議案第1号 令和2年度木古内町一般会計補正予算(第3号)

議案第4号 令和2年度木古内町簡易水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第11、議案第8号ほか2件は、関連がありますので一括議題といたします。

一括議題の議案については、議会事務局長から朗読をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長(加藤隆一君) それでは、朗読いたします。

日程第11 議案第8号 木古内町中小企業振興融資条例の一部を改正する条例制定について、日程第12 議案第1号 令和2年度木古内町一般会計補正予算(第3号)、日程第13 議案第4号 令和2年度木古内町簡易水道事業会計補正予算(第1号)。以上でございます。

○議長(又地信也君) 議会事務局長の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

はじめに、町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま一括して上程となりました、議案第8号 木古内町中小企業振興融資条例の一部を改正する条例制定について、議案第1号 令和2年度木古内町一般会計補正予算(第3号)、議案第4号 令和2年度木古内町簡易水道事業会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第8号 木古内町中小企業振興融資条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、新型コロナウイルス感染拡大により、運転資金の調

達が困難となった事業者への支援策として本条例を改正するものです。

これまで60か月以内であった運転資金の返済期間を据置期間を含む84か月以内に拡大し、24か月以内の据置期間を設けることを可能とするものです。

資料番号1、議案説明資料16ページに、新旧対照表がございますのでご参照ください。

次に、議案第1号 令和2年度木古内町一般会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、4億2,638万円を追加し、歳入歳出予算の総額を44億3,586万円とするものです。

歳出の主な補正内容ですが、3款 民生費は、特別定額給付金並びに子育て世帯への臨時特別給付金の追加補正です。

4款 衛生費は、簡易水道事業会計負担金の追加です。

7款 商工費は、中小企業融資信用保証料補助金、中小企業融資利子補給補助金及び新型コロナウイルス対策支援金の追加補正です。

なお、詳細につきましては、後ほど総務課長より説明をさせます。

続いて、議案第4号 令和2年度木古内町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

1ページをお開き願います。

収益的収入及び支出 第2条は、本年度予算第3条に定めた予定額におきまして、収益的収入 第1款 簡易水道事業収益、第1項 営業収益で1,686万7,000円を減額し、第2項 営業外収益で1,686万7,000円を増額し、総額を1億4,359万7,000円とするものです。

主な補正内容は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う町民の生活支援対策として、5月から7月の基本料金及びメーター使用料を免除するため、水道料金及びメーター使用料を1,686万7,000円減額し、他会計補助金を同額増額するものです。

資料番号1、議案説明資料8ページに、資料を添付してございますのでご参照ください。

なお、詳細につきましては、後ほど建設水道課長より説明をさせます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 詳細説明をお願いいたします。

議案第1号について、総務課長。

○総務課長(福田伸一君) それでは、議案第1号の詳細につきまして、ご説明を申し上げます。

はじめに、歳出より説明を行います。

7ページをお開きください。

3款 民生費、1項 社会福祉費、12目 特別定額給付金給付事業費、18節 負担金補助及び交付金 4億200万円は、特別定額給付金でございまして、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、国が全国民に一律10万円を給付する特別定額給付金事業のための追加補正でございます。

資料番号の1、議案説明資料1ページ・2ページに、資料を添付してございますのでご参照

いただきたいと思います。

次に、8ページでございます。

2項 児童福祉費、4目 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費、18節 負担金補助及び交付金 300万円でございますが、子育て世帯への臨時特別給付金で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、児童手当を受給する世帯に対し、対象児童一人あたり1万円を給付するための費用を追加補正するものでございます。

資料番号の1、議案説明資料3ページ・4ページに、資料を添付してございますのでご参照ください。

次に、9ページでございます。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、1目 保健衛生総務費、18節 負担金補助及び交付金 1,686万7,000円は、簡易水道事業会計負担金でございまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う町民の生活支援対策として実施する町の単独事業でございまして、簡易水道事業会計において、3か月分の基本料金及びメーター使用料を減免することで生じる減収分を補填するための負担金を追加補正するものでございます。

次に、10ページをご覧ください。

7款・1項 商工費、2目 商工振興費、18節 負担金補助及び交付金 451万3,000円でございますが、中小企業融資信用保証料補助金で110万4,000円、同じく利子補給補助金で40万9,000円は、中小企業振興融資条例の改正による中小企業振興融資の償還期間延長及び据置期間の追加に伴い、追加補正するものでございます。

資料番号の1、議案説明資料5ページに、資料を添付してございますのでご参照いただきたいと思います。

次に、新型コロナウイルス対策支援金 300万円でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた、木古内町内で食料品等を取り扱う事業者に対し交付する支援金、1件20万円の15件分を追加補正するものでございます。

資料番号の1、議案説明資料6ページ・7ページに、資料を添付してございますのでご参照ください。

次に、歳入の説明でございます。

6ページをお開きください。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目 民生費補助金、1節 社会福祉費補助金 4億200万円でございますが、特別定額給付金の財源、2節 児童福祉費補助金 300万円は、子育て世帯への臨時特別給付金の財源でございまして、いずれも国から全額が措置されておりますので、追加補正するものでございます。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、1目・1節 財政調整基金繰入金 2,138万円につきましては、このたびの補正に係る財源調整となっております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(又地信也君) 次に、議案第4号についての詳細説明をお願いいたします。

建設水道課長。

○建設水道課長(構口 学君) それでは、議案第4号 水道使用料の減免について、説明いたします。

資料番号1、8ページをお開き願います。

まず趣旨・目的といたしまして、このたびの新型コロナウイルス感染症拡大による、国・北海道の緊急事態宣言によりまして、町民への生活支援・経済支援対策の一環といたしまして、水道使用料金の減免を実施するものでございます。

対象者につきましては、全ての給水契約者を対象といたします。

減免期間につきましては、令和2年5月から7月までの期間、3か月間といたします。

減免する金額につきましては、通常請求しております、基本料金及びメーター使用料を全額免除とし、減免額につきましては、1,686万7,000円を見込んでおります。該当月の3か月分につきましては、超過料金のみのお支払いをしていただくこととなります。

減免申請の申請手続きにつきましては、不要としております。

減免する料金の財源につきましては、一般会計からの補助金を財源とします。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

8番 廣瀬雅一君。

○8番(廣瀬雅一君) 8番 廣瀬でございます。

私のほうから、議案第4号 令和2年度木古内町簡易水道事業会計補正予算(第1号)について、ご質問いたします。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大は終息に向かいつつありますけれども、まだまだ予断できない状況であります。日本経済、地域木古内町の経済は低迷しており、改善すら見えない状況でございます。助成対象の町内一部事業者に対し、早い段階で協力金の支払いをしたことにより、事業者から安堵の声をいただいております。

そこで、これからさらに事業者、町民に対し、第二・第三の施策があると思いますし、今回の水道会計補正予算も町民に対しての生活支援経済支援対策の施策ですが、担当課との十分な協議の上での迅速な水道使用料の減免と思われれます。

しかし一方で、懸念されるのが新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた経済対策として、安易に水道料金を減額に踏み切る自治体が増えているとネットニュース等でも取り上げられておりました。日本が新型コロナに苦しみながらも死亡率や感染症の増加が抑えられているのは、医療体制はもちろんでございますけれども、水と衛生の関係上、水道インフラが整備されていることが大きいと出ておりました。私もそう感じておりました。木古内町での水道事業に関しましては、周辺自治体の中で函館に次いで早い段階で、昭和12年にインフラ整備がはじまり、水道管の長さは約90kmと聞いております。現在は、老朽化が進み設備の更新が停滞しているが、財政と協議・調整して整備し、安定供給に努めていると担当課より伺っております。それらを踏まえて、私はライフラインである水は未来にわたり、いかなる有事があっても止めてはならないという思いでございます。

そこで、町長にお伺いいたします。今回の減免措置は、限定的なものなのか、またこの減免措置に至った経緯と意思をお伺いいたします。お願いします。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) まず先に、3か月以降も延長する可能性があるのかということです。

現時点では、はっきりとしたことは申し上げることはできません。今後の状況を見ながら、町の財政状況もあと国の道の動きもしっかりと注視しながら、しかし町民のかたの一人ずつ

の意見も大切に、そこは慎重に判断していきたいと思えます。今回は、私4月27日に就任させていただいてから、今回はコロナ対策という部分で、スピードを重視した対策です。

どういうことかと言うと、先ほども構口課長からもありましたが、町民への生活支援経済支援対策の一環としてということで、いま手洗いですとか新型コロナを感染を防ぐとそういった部分で、水道料金をご家庭としても負担が大きくなるであろうとそういった観点と、あとやはり公平公正なライフラインという部分で、町民等しく皆さんにご協力いただいているとそういった思いからスピード感を持って、今回は踏み切りました。答弁としては、2点でよろしいですか。

○議長(又地信也君) ほかに。

6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) 6番 新井田でございます。

いま同僚議員からのご指摘、質問あったのかぶりですがけれども、この金額1,700万円弱ですけれども、3か月間と全世帯ということで、全世帯って数字はどれの数字を出しているのかな。この資料でいくと、世帯数と3月末の現在の世帯数ってこの間もちょっと議論になったけれども、違うんですね。申し訳ないけれども、その後の世帯数の数とそして月割、割返せば良いと思うんですけども、月どの程度の軽減になるのか、それをまずお聞きたい。

○議長(又地信也君) 建設水道課長。

○建設水道課長(構口 学君) まず金額に伴います、使用していただいている世帯数のご質問だと思います。まず世帯数につきましては、当初予算の件数、2,129件を想定しております。これにつきましては、それぞれ家庭用・団体用、それぞれの件数がありまして、この内訳につきましては、家庭用につきましては1,918件、団体用につきましては137件、営業用につきましては67件、工業用につきましては6件、こういう内訳になります。

月につきましては、この金額の3分の1として考えていただいて結構でございます。以上です。

○議長(又地信也君) 6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) すみません、ちょっと具体的に言ってください、金額。

○議長(又地信也君) 建設水道課長。

○建設水道課長(構口 学君) 月につきましては、いまちょっと計算はしておりませんので、申し訳ございません。1,686万7,000円の3分の1ということの振り分けになると考えております。以上です。

○議長(又地信也君) 6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) 私のいまの若干の世帯数は違うんですけども、仮に全部均等にした場合、工業だとかなんとなかってことやらないで、一つの世帯数という形の中で2,000いくらでいくと、概ね3,000円にも満たないんじゃない。そうよね、1か月の金額、月あたり。この辺の考え方ですね。私も先ほどちょっともの申したんですけども、確かにやることは私は否定しません。大事なことだと思います。しかしながら、やはりいまの状況を見るならば、もう1点聞きたいことはあるんですけども、あとでちょっとやりたいんですけども。はたしてこの対策が本当に住民の皆様が困って、諸手挙げて喜ぶような施策なんだろうかというようにちょっとごめんね、そういう思いがあるんです。だから、何回も言うようにやはり

具体的調査を含めた中で、もっともっとやり方があるんだろうし、これだって先ほど私間違っただけけれども、これも一般財源ですよ、言うならば。そういう部分でいけば、やはりお国の制度からいただくお金とまた違うわけで、もうちょっとやはり本当にそうなのという部分をとってほしいですよ。その辺を私、強く感じたんですよ。だから、やることはやぶさかではございません。決して否定はもちろんしませんけれども、やはりもうちょっと具体的にやりかたを町民の皆さんが本当に目に見える、実際には月3,000円だからちょっと少ないんじゃないかっていうことではないと思うんですけれども、やることに意味が当然あると思うんだけど、しかしながらそういう部分をもうちょっと具体的に揉んで調査したり、そういう部分をきちんと捉えた中で、なんとか町民の皆さんにご理解をもらえるっていうようなことのほうが私はなんかそういう気がしたもんですから、本当にこの施策が大事だということわかります。わかるんだけど、そういう考えっていうのはどうなのかなっていう一つ疑問になったものだから、誰か担当でもいいし町長でもいいんですけども、ちょっと思いを答弁いただきたいんですけども。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 新井田議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、今回の新型コロナの部分で私、再三申し上げているのがスピードが重要な一方で、いま新井田議員おっしゃるように、しっかりと調査をして時間と知恵をかけなければ対応策できないケースも一部あるかと思うんです。そのメリハリを今回は私としてつけたつもりではございました。基本的な町としての考え方ですが、基本的に国・道の対応を注視しながら、制限解除の判断も含めて慎重に対応すると。その中で、我が町独自としてどのような対策ができるんだろうかと。人と物とお金が限られている、我が町だからこそ何ができるだろうかということをスピード感を持ちながら、でも一方ではしっかりと調査をして効果を出す、町民のかたに喜んでもらう施策をしなければならぬとそれは本当におっしゃるとおりだと思います。その中で、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた段階的な歩みを進めていくと。この段階的な歩みを進めていくというのは、感染拡大防止、生活の支援、社会経済活動の両立、その部分において我が町が少しでも町民を、そして経済を少しずつでも支えられることは全てやるという私の言葉がこの二つの感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた段階的な歩みを進めていきたいという部分でございます。

おそらく先ほどほかの議員からもありましたが、今後、二波・三波・四波来る中で、町の追加の支援策がどうなんだろうかと。その中で、生活支援策だったり経済対策というのがまさにおっしゃるとおりで、財源や財源状況を踏まえて、慎重な判断が求められます。でも何度も申し上げますが、その中でもできる限りのスピード感を持ち、一日でも早く町民の皆様のため、事業者の皆様のために対応しなければならないというのと、あとなんで調査が必要なかって新井田議員おっしゃったんです。私は、おそらくこういうことだと思います。本当に困っている人の声が、声になっていない声はまだあるんじゃないかと。そういったこともしっかりと受け止めさせていただいて、本当に困っているかたが道・国・町の補助、考え方からまだ漏れているかたがいるんじゃないかとそこもしっかりと担当課と連携して調査しなければならないと思っています。

町民の皆様に対しましては、本当に一人ひとりが基本的な感染防止対策を徹底し、引き続き不要不急の外出や広域移動の自粛、三密の回避、人と人との距離に努めていただくという

ことが本当に新型コロナの感染拡大を防ぐということでは、私も町民の皆さん一人ひとりしかできないと思っているんです。そういった面では、本当に我が町は2月の以降、誰一人として発生していないんです。ゼロ件なんです。これもひとえに、町民の皆さん一人ひとりの努力だと思います。ですが、私達がやらなきゃいけないのは、再三申し上げますが、本当に町民の一人ひとりのためのコロナ対策をしっかりと、健康と命と生活を守ると。そのためにはスピード感を持ちながら、しっかりと調査をするところはずるとそういった姿勢で臨んでおりますので、町議会議員の皆様におかれましても、今後ともよろしくお願ひします。

○議長(又地信也君) 9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) このたびの国の緊急事態宣言、これから各事業者の休業要請自粛、家から出ないでください。このことによって、もうすでに先ほどの専決で飲食店関係については30万円、今回食料品を扱う商店には20万円ということで、提案ありました。町長、私はやはりこの飲食店、食料品の扱う事業者ばかりではなく、各例えば酒屋さん、理美容、木古内は営業車北光ハイヤーしかないんですが、そことも声を聞いてもかなり自粛要請等の影響で、減収になっているってそういう声聞きます。

それと、特に浜、漁業者については、漁獲の低迷、漁家の低迷等からかなりやはり収入が落ち込んでいるだろうというふうに詳しい数字等は伺っていないんですけども、かなり厳しいって聞いています。これやはり町長言っているように、スピード感持ってこれらのやはり新型コロナウイルス対策として、早く救済すべきだって。これやはり時期がはずれますと、何の例えば協力金、給付金なのかわからないっていうふうになりますので、その辺せっかく4月の16日から新型コロナウイルスのプロジェクト庁舎内に立ち上げて議論しているわけだから、やはり町内もう少しやはり全般見渡して、何ができるんだろうっていうことを早く決めて、場合によっては臨時会なり専決で、もう一日でも早く着手してほしいっていうふうに思っています。その辺の意気込み含めた部分、どうお考えでしょう。漁業者って言いましたけれども、漁業者ばかり一次産業全般含めた部分で結構です。

○議長(又地信也君) 12時のチャイムが鳴りました。町長答弁は、午後からにしたいと思ひます。

13時まで、昼食のため暫時、休憩をいたします。

休憩	午後12時01分
再開	午後 1時00分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

9番 竹田 努君への答弁を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) 竹田議員へのお尋ねに回答させていただきます。

まず、飲食事業者を中心に協力金30万円を支給させていただきました。今回ののは、緊急事態宣言の延長、あるいは木古内町に来ないで宣言を大型連休中に出したことから、特に減収となった町内の食料品を主に扱う小売店に限定し、20万円を支給したいと考えておるということでございます。

それで、お尋ねにもございましたが、しかしながらほかの業者の事業体がいまのところ町

の支援に対して満足しているという形には、まだまだなっていないと私自身も認識しております。町の全ての事業者ができるだけ通常の営業に戻れるように、町としましても何らかの支援策を現在検討しております。また一次産業、農業や漁業のかたへの支援についても同じく歩調をあわせて、考えております。よりスピーディーに行動できるように担当課に現在、指示をしておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) いま、町長から一次産業含めて検討していると。現課のほうに指示をしているってことですから、それとスピーディーにという言葉もいただきました。

町長、新型コロナウイルス対策の支援だとすれば、早くやはり処理しなきゃならない。やはりそのためには、5月中にきちんと制度化して、町民の皆さんに安心していただくというような手立てをとっていただきたいということを申し添えて終わります。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

7番 相澤 巧君。

○7番(相澤 巧君) 7番 相澤です。

確認なんです、政府のほうでは新型コロナウイルス感染症対策として、経済対策として、地方創生臨時交付金出しているというふうを考えておりますが、今回の水道料金の関係ですか、これは該当になるのかどうか、その辺確認したいと思うんですが。

○議長(又地信也君) まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長(木村春樹君) 経済対策プロジェクトチーム事務局として、そして地方創生臨時交付金の実施計画策定部署として、答弁させていただきます。

現在、様々な資料を国なりあるいは北海道から送付していただいている最中です。その中では、一つが感染予防対策、二つ目が生活支援、三つ目が経済支援ということでございます。

この上水道料金の軽減につきましては、生活支援の一つとして、町としては捉えております。今後、実施計画を策定にあたって、さらに渡島総合振興局や北海道庁本庁、国なりとのやりとりが出てまいりますので、極力一般財源ではなくその地方創生交付金を活用して、特定財源を充当できるように対応してまいりたいと思います。以上です。

○議長(又地信也君) 7番 相澤 巧君。

○7番(相澤 巧君) ありがとうございます。どちらにしてもこの一番上の趣旨・目的からいけば、私は該当するのではないかと思いますので、ぜひ努力していただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長(又地信也君) ほかに。

1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) おおよそ竹田議員、そして新井田議員の答弁の中で町長の思い、町が支援するっていう思いは聞きました。安心した部分もあるんですけども、心配なのが新井田議員の質疑の時の答弁の際に、鈴木町長からは「国や道の動きを見ながら、そして我が町の財源を見ながら」という言葉出たんですね。いまの木村課長の答弁の中でも、国が要はコロナ対策で支援金を出しますよ、交付金として。その金額の中で上手くやりくりするっていうふうに聞こえるんですよ。ということは、今回は町長の考えの公平・平等の観点から、水道料金だったり全世帯へのマスクの配布、これは全員に配るんであって、本当に先ほどか

ら同僚議員が聞くように、困っている人達の支援が滞るのではないのかという思いがあるんです。ですので、先ほどはいま現在、北海道や国、そして我が町から独自の支援策をいただいている事業者さん、それ以外いただいていない事業者さん、それからコロナの影響で仕事を失ったかた、私が把握しているだけでもたくさんいます。それは、会社に勤めているかたもそうですし、個人事業主に勤めているかたも収入がゼロになっているかたも多くいるんですよ。真っ先にやはりそういう人達を支援しなければならない、そのためには当然時間はかかるっていうのは把握しております。ただ、この全世帯に配ったお金を使ったのでそういう人達には最終的にお金が足りませんよっていうことだけではないように約束していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 平野議員のおっしゃるとおりかと思えます。先ほど新井田議員への私の答弁の説明の中でも全く同じような内容になるかと思えますが、今回のコロナ対策という部分では、スピード感を持ってすぐ実行するものと、あとしっかりと調査をして現状を把握してから対策するものに大きく分けるとこの二つに分かれると思えます。おそらくいま平野議員がおっしゃったのは、私ども行政側からするとしっかりと調査をしなければ出てこない内容かと思えます。ただしかし、困っているご本人からすれば、一日も早くスピーディーな内容だと思うんです。そういった本当に困っているかたと調査するまでの時間がかかるとこういう部分のズレがあればあるほど、町民のかた一人ひとりに対しての支援というのが遅れる、若しくはニーズにあっていないものになると。改めて認識させていただきましたので、おっしゃったように引き続き、一人の町民の不幸も残さないようにしっかりとこの新型コロナ対策、スピード感としっかりと調査をもとに、職員一丸となって取り組んでまいりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) すいません、新井田です。

この問題とは、きょうの上程されている議題とはちょっと離れるかもしれませんが、コロナに関連することで、ご承知のとおり一昨日、台風1号が発生しております。このコロナと絡めて、やはりそういう防災体制をきちんとやっていかなければならない、いまからやらなかつたやいけないと思えます。これがあした終息する、あさって終息するっていうんだつたら問題ないと思えますけれども、いつ終息するかわからない中で、自然災害とのかち合いの中で、どうやって行政が対応していくんだっていう部分もあわせてちょっとご議論いただいて、庁内でご議論いただいて、そういう体制を整えていただければということで、大変この場を借りて申し訳ないんですけれども、そういうことでお願い申し上げたいと思えます。

以上です。

○議長(又地信也君) ほかに。

5番 安齋 彰君。

○5番(安齋 彰君) 5番 安齋でございます。

特定定額給付金事業について、お尋ねしたと思えます。

資料番号1の1ページ・2ページに、概要が書いてございます。今回、先に給付された市町村そういったところでは、システムがダウンしたという状態で、事務が滞ったという事例が

出ています。申請方法として本人確認書類及び口座の確認できる書類の添付を要する、またマイナンバーカードを利用してオンライン申請することができると思いますが、マイナンバーカードを使って自宅から申請するには、カードリーダーが必要ということもありまして、これに該当する申請をできるようなかたはかなり少ないかと思えます。一応、こちらの日程として、17日・18日・19日という形で、それぞれいろんな場所出張で窓口を開設して受け付けるというふうになっております。人口の半分程度が高齢のかたということで、足のないかたにとっては非常にありがたいことだと思うんですけども、この日程の中で17日が役場ロビーと。それ以降について、役場で受け付けると随時となっておりますが、この15日から19日の間、ここは役場の窓口では受け付けられないのでしょうかということが一つと、それから1回目の締め切りが20日分までというふうになってございます。中には、一人世帯で高齢のかたで書類が来たんだけど、これがなんであるかわからないという状態で、ほっといて受付終了してしまうような場合があるかと思うんです。そういうかたへの対応については、どのように考えているかお伺いしたいと思えます。

○議長(又地信也君) 町民課長。

○町民課長(吉田廣之君) 安齋議員のお尋ねですけれども、14日きょう夕方に発送します。

そうすると、あす届くかと思えます。あすは、役場金曜日でやっていますので、受け付けは可能です。ただ、土曜日につきましては、今回臨時開庁する予定はありません。それと、17日は役場ということになっています。18日・19日は、月曜・火曜日でありますので、それからはずっと役場のほうでの窓口での受け付けは可能です。そういうことでよろしく願います。

それとあと、一人暮らしのかただとかそういう部分ですけれども、ホームヘルパーさんだとかからも問い合わせはきています。それで、連絡をして14日の日に郵送しますということで、ヘルパーさん方に話はしていますけれども、その中でその一人暮らしのかただとかそういうかたは対応していただくということで願います。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

最初に、議案第8号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第8号 木古内町中小企業振興融資条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第1号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 令和2年度木古内町一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第4号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号 令和2年度木古内町簡易水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第6号 木古内町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第2号 令和2年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(又地信也君) 日程第14、議案第6号ほか1件は、関連がありますので一括議題といたします。

一括議題の議案については、議会事務局長から朗読をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長(加藤隆一君) それでは、朗読いたします。

日程第14 議案第6号 木古内町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、
日程第15 議案第2号 令和2年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。以上でございます。

○議長(又地信也君) 議会事務局長の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま一括して上程となりました、議案第6号 木古内町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第2号 令和2年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第6号 木古内町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、

提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、国が特例的な財政支援を行うことが決定されたことを受け、当町においても、傷病手当金を支給できるようにするため、条例の一部を改正するものです。

資料番号1、議案説明資料11ページに説明資料、12ページ・13ページに新旧対照表がございますのでご参照ください。

次に、議案第2号 令和2年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、33万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億2,173万8,000円とするものです。

歳出の補正内容につきましては、7ページをお開き願います。

2款 保険給付費、6項・1目 傷病手当金、18節 負担金補助及び交付金は、先ほどご説明しました傷病手当金を追加補正するものです。

次に、歳入でございますが、6ページをお願いいたします。

4款 道支出金、1項 道負担金、1目 保険給付費等交付金、2節 保険給付費等特別交付金は、特別調整交付金分で全額が措置されております。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

最初に、議案第6号について討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第6号 木古内町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第2号について討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号 令和2年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第3号 令和2年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（又地信也君） 日程第16 議案第3号 令和2年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（鈴木慎也君） ただいま上程となりました、議案第3号 令和2年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの補正は資本的収入のみで、看護師奨学金借用者が退学したため、返還金が生じたことによる補正となっております。

資本的収入及び支出 第2条は、本年度予算第4条に定めた予定額におきまして、資本的収入の予算額を補正するもので、第1款 資本的収入、第5項 看護師奨学金貸付金返還金に66万円を追加し、総額を1億2,504万9,000円とするものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（又地信也君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君） 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号 令和2年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也君） ご異議なしと認め、本案については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第5号 木古内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長(又地信也君) 日程第17 議案第5号 木古内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま上程となりました、議案第5号 木古内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、国が特例的な財政支援を行うことが決定されたことを受け、当町においても、傷病手当金を支給できるようにするため、条例の一部を改正するものです。

資料番号1、議案説明資料9ページに説明資料、10ページに新旧対照表がございますのでご参照ください。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号 木古内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第7号 木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長(又地信也君) 日程第18 議案第7号 木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま上程となりました、議案第7号 木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、消費税による公費を財源として低所得者の介護保険料の軽減強化を平成27年度から実施しておりますが、消費税率10%の通年化に伴い、令和2年度からの介護保険料の軽減を完全実施するための条例の一部を改正するものです。

資料番号1、議案説明資料14ページに説明資料、15ページに新旧対照表がございますのでご参照ください。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第7号 木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

同意案第1号 木古内町副町長の選任について

○議長(又地信也君) 日程第19 同意案第1号 木古内町副町長の選任についてを議題といたします。

恒例によりまして、保健福祉課長羽沢裕一君の退場を求めます。

(羽沢裕一君 退場)

○議長(又地信也君) 提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま上程となりました、同意案第1号 木古内町副町長の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

木古内町副町長に下記の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求める。

住所は、木古内町字本町267番地の2。氏名 羽沢裕一氏。生年月日は、昭和44年7月30日生、50歳。

なお、次のページに資料を添付しておりますので、ご参照願います。

職業は地方公務員で、現在、木古内町保健福祉課長兼木古内町健康管理センター長、所属政党はございません。

主な経歴等につきましては、昭和63年3月に北海道函館中部高等学校を卒業後、同年9月に木古内町に勤務されております。

長年にわたり行政経験を積まれ、特に、税務行政、農林行政、医療福祉行政などに精通され、平成28年4月より保健福祉課長となられ、現在に至っております。

羽沢氏は、管理職として4年間の経験を積み、担当した部署に限らず行政全般に対して幅広い視野と深い見識を有しております。

また、住民の方々や職員から様々な相談がある中で、親身になって助言や指導などを行っており、多くのかたより厚い信頼が寄せられております。

公平・公正の意識が高いことに加え、忍耐力、正義感が強く、業務の遂行を確実に行っておりますこと、さらに、保健福祉課長として当町の保健福祉行政の推進にあたり、着実に成果を上げるなど、副町長として適任と判断し提案をいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

皆様には、ご審議を賜りまして、満場一致によるご決定をくださるよう、お願いを申し上げます。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第1号 木古内町副町長の選任については、原案のとおり同意することに賛成のかたの起立を求めます。

(全員起立)

○議長(又地信也君) 全員起立です。

本案は原案のとおり同意されました。

暫時、休憩をいたします。

(羽沢裕一君 入場)

休憩	午後1時34分
再開	午後1時35分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

羽沢裕一君にご報告を申し上げます。

ただいま、副町長の選任については、満場一致で同意されましたのでご報告いたします。
おめでとうございます。

ここで、羽沢裕一君からご挨拶をお願いいたします。

○副町長(羽沢裕一君) ただいまの副町長の選任にご同意いただき、ありがとうございます。
す。

副町長という職責の重大さを深く認識し、改めて身の引き締まる思いでございます。

私自身は、経験、知識、能力とも十分ではございません。しかし、鈴木町長の掲げる現在
と未来を守るために、挑戦する町政の実現のため、私なりに精一杯努めてまいります。

当面は、町民の健康と生活を守るため、新型コロナウイルス感染症にかかる対応対策が最
優先、最重要課題となります。しっかり鈴木町長を補佐し、町民に信頼される、そしてスピ
ード感ある行政運営を進めてまいります。

議員の皆様におかれましても、今後ともご協力いただきますようよろしくお願い申し上げ
まして、副町長選任のご挨拶とさせていただきます。以上です。時間をいただき、ありが
うございました。

閉 会 の 宣 告

○議長(又地信也君) 以上をもちまして、今、臨時会に付議されました案件は全て審議を
終了いたしましたので会議を閉じます。

これをもちまして、令和2年第1回木古内町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労様でした。

(午後1時37分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年5月14日

木古内町議会議長 又 地 信 也

署 名 議 員 吉 田 裕 幸

署 名 議 員 安 齋 彰